

## 消費生活 だより

### 「通い放題」の脱毛エステの中途解約



**Q** 2年間通い放題の脱毛エステを約20万円で契約しました。しかし、数が月通ったところで解約を申し出ると、「この契約は5回のプランで、それ以降はアフターサービスです。すでに5回施術済みのため、解約しても返金はありません」と言われました。2年契約のはずなのに、返金がないのは納得できない。

この場合、契約書が交付されます。1回あたりの施術単価や中途解約して返金される期間などの十分な確認が大切です。

### 12月の消費生活相談 (専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。



西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。



**A** 広告などで「通い放題」とうたわれていると、全体の施術可能期間ととらえがちですが、「有料の施術期間・回数」と「無料の施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあります。つまり、有料の施術回数を超える部分がサービスとなっている場合、そのサービス部分は返金対象とはならない可能性があります。

契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるエステ

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/6(火) 20(火)	☎22-1152
QRコードからも予約できます		
関ヶ原町	12/13(火) 27(火)	☎43-0070
養老町	12/5(月) 19(月)	☎32-1108
神戸町	12/12(月) 26(月)	☎27-3111
輪之内町	12/1(木) 15(木)	☎68-0185
安八町	12/8(木) 22(木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

## あったかい 言葉がけ運動

たくさんのご応募ありがとうございます。  
ご応募の中から一部を紹介いたします。(原文のまま掲載)

私は、朝や放課後、教室の掃除をするようにしています。ある時、学級の生徒が、教室がきれいになっていくことに気付きました。私が教室を掃除していることを知り、いつ打ち合わせをしたのやら、帰りの会で、「いつもきれいにしてくれて、ありがとうございます。」と言ってもらいました。突然のことで驚き、とても温かい気持ちになりました。生徒たちの気持ちに答えられるよう、日々頑張っていきたいと思っています。【不破中教職員】

下校の時、1年生の子が暑そうだったので、「ランドセルの中から水と出してあげようか?」ときいたら、1年生の子が「いつも、ありがとう。」と言ってくれたのでうれしかったし、もっと1年生の子を気にかけてあげたいと思いました。【表佐小6年】

いつも野菜をくれる近所のおじさんに、「お返しができないので、そんなにいただけないです。」と言うと、「笑顔を見るだけで、こっちは元気になるから、お返しなんていらん。」と言っていただいたことです。心がポカポカ温かい気持ちになりました。【東小保護者】

「はい!これでイライラ虫がいなくなるよ。」次男が色画用紙にハートを描いて、折りたんで私にくれました。仕事に家事にイライラし、笑顔を忘れていたのかもしれない。いつでも見返して笑顔になれるように、持ち歩いています。【若手小保護者】

朝、登校場所、班の1年生の子がころんでケガをしていました。私は自宅から消毒液や絆創膏を持ってきて、応急処置をしました。処置後、私が「保健室へ行ってね。いってらっしゃい。」と言うと、班の高学年の子たちが「ありがとうございます。」と答えてくれました。年下の子を思いやる心と感謝の心があらわれた言葉に私は自分の心がほんわかしました。ありがとうございます。【合原小保護者】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154